

外ニ帰ル旅費トシテ妻帯者ニ五十圓独身者ニ三十圓支給セシメ度キ事

但シ臨時雇シモ含ム

六、日給二円以下ノ職工ニ対シ此際ニ割増給セシメ度キ事

七、毎年ニ四定期日給給セシメ度キ事

八、残業少ク増ノ改正

九、職工在復ノ配船ヲ改善セシメ度キ事

十、今回ノ件ニ対シテハ犠牲者ヲ出サレル事

右十ヶ條ヲ要ス

追テ回答期日ヲ来ル六月四日正午ト定メ同刻迄ニ回答ナキトキハ此ノ要求ヲ拒絶サシタルモノト認ム

大正十年六月二日

上藤永田造船所職工一同

説明

団体ト云フハ大正十年四月三日上藤永田造船所敷津工場内ニ開會シタル大坂造船労働組合カラ云フ

但シ未未ノ団体ト雖モ百人以上ノ會員ヲ有スル労働団体ヲモ含ム

上藤永田大坂造船労働組合ハ現ニ合所内ニ十六支部二千ノ會員ヲ有ス

主張

- (1) 八時ヨ労働制ニ依ル生活賃銀ノ確立
- (2) 夜業廃止及日曜休日
- (3) 労働保障制度ノ確立